

日高市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 埼玉県 日高市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和63年度 (供用開始後36年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	4,993.69人/㎢	流域下水道等への 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	2処理区(日高処理区、栗坪処理区) ・栗坪処理区は、特定環境保全公共下水道として整備しましたが、処理場を設けず、公共下水道に接続していることから、令和3年度から公共下水道事業へ編入しました。 ・農業集落排水事業・中沢地区は、処理場を設けず、公共下水道に接続していることから、令和3年度から公共下水道事業へ編入しました。 ・コミュニティ・プラント事業であった高麗処理区分区は、公共下水道に接続したことから、令和4年度から公共下水道事業へ編入しました。		
処 理 場 数	1処理場(日高市浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<ul style="list-style-type: none"> 栗坪処理区は、特定環境保全公共下水道として整備しましたが、処理場を設けず、公共下水道に接続していることから、令和3年度から公共下水道事業へ編入しました。 農業集落排水事業・中沢地区は、処理場を設けず、公共下水道に接続していることから、令和3年度から公共下水道事業へ編入しました。 コミュニティ・プラント事業であった高麗処理区分区は、公共下水道に接続したことから、令和4年度から公共下水道事業へ編入しました。 埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水汚泥の共同処理については、現在検討中です。 埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水道と農業集落排水施設の統廃合(農業集落排水施設→単独公共下水道)については、県への協議等を進めています。 		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>近年、人口減少や節水型機器の普及等に伴い、下水道使用料が減少しており、下水道事業の維持管理費等を賄うための収入が減少し、経常的な営業損失が発生しています。また、大規模な施設の更新工事、新設工事を続けて行ったことで工事費の支出が大幅に増加し、国庫補助金や企業債などの財源を活用したものの、賄いきれない部分を下水道事業の内部留保資金で負担したことで現金預金残高も著しく減少しています。このため、一般会計からの繰入金により現金預金を確保しており、その結果、当年度純利益が発生している状況です。この状況を改善するため、令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料の改定を行う予定です。</p> <p>一般汚水の使用料体系は、基本料金と従量料金(超過料金)の二部料金制を採用しています。基本料金は、基本水量10㎡までの使用料を定額とした基本水量制を採用していました。しかし、人口減少や節水型機器の普及等に伴い、下水道使用料が減少傾向にあり、今後その傾向が続くと見込まれます。このことから、下水道事業の経営安定化を図るため、下水道使用料の改定に併せ、基本水量制を廃止する予定です。</p> <p>従量料金(超過料金)は累進制を採用しています。従量料金(超過料金)についても、人口減少や節水型機器の普及等に伴い、使用水量が減少傾向にあることから、使用水量の現状に合わせ、下水道使用料の改定を行う予定です。</p> <p>公衆浴場の汚水の使用料体系は、従量料金の一部料金制を採用していますが、一般用と同様に下水道使用料の改定を行う予定です。</p>
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	

用途	料金区分	排除汚水量	金額(円/㎡)
一般用	基本料金 (1㎡用につき)	10㎡まで	1,211円
		超過料金 (1㎡につき)	110円を超過 20㎡まで
	110円を超過 30㎡まで	181円50銭	
	110円を超過 40㎡まで	203円50銭	
	110円を超過 50㎡まで	226円50銭	
	110円を超過 50㎡以上	264円	
公衆浴場用	1㎡につき		122円18銭

料金区分	排除汚水量	金額(円/㎡)
基本料金	1㎡から 10㎡まで	650円
	11㎡から 20㎡まで	132円
従量料金 (1㎡につき)	21㎡から 30㎡まで	203円50銭
	31㎡から 40㎡まで	236円50銭
	41㎡から 50㎡まで	264円
	51㎡以上	297円
1㎡につき		154円

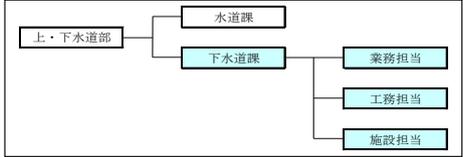
料金区分	排除汚水量	金額(円/㎡)
基本料金	1㎡から 10㎡まで	1,100円
	11㎡から 20㎡まで	132円
従量料金 (1㎡につき)	21㎡から 30㎡まで	203円50銭
	31㎡から 40㎡まで	236円50銭
	41㎡から 50㎡まで	264円
	51㎡以上	297円
1㎡につき		154円

条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度(税込み)	2,761円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度(税込み)	3,469円
	令和4年度(税込み)	2,761円		令和4年度(税込み)	3,480円
	令和5年度(税込み)	2,761円		令和5年度(税込み)	3,482円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	11人(令和6年度現在) (内訳) 課長 1人 業務担当 3人 工務担当 4人 施設担当 3人
事業運営組織	右図の組織体制で運営しています。 

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 浄化センター等の下水道施設の維持管理については、民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として供用開始時の昭和63年度から民間委託し、平成21年度から包括的民間委託を実施しています。 下水道使用料等の徴収業務については、検針、調定、収納などの料金等徴収業務を水道課と併せて、平成11年度から民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度は導入していません。
	ウ PPP・PFI	<ul style="list-style-type: none"> PPP・PFIは導入していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	<ul style="list-style-type: none"> 下水熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	<ul style="list-style-type: none"> 国から目的外使用の承認を得て、令和5年度に、日高市浄化センター内の未利用地を隣接する日高総合公園の駐車場として整備し、令和6年度から使用を開始しています。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から流動比率が100%を下回っています。特に、令和3年度から類似団体平均を下回っています。この要因として、近年、大規模な施設の更新工事、新設工事を続けて行ったことで工事費の支出が大幅に増加し、国庫補助金や企業債などの財源を活用したものの、賄いきれない部分を下水道事業の内部留保資金で負担したことが挙げられます。今後、中長期的な施設の更新や企業債の償還を念頭に、内部留保資金の確保、維持管理費の縮減等、経営改善に努めます。 令和4年度の経費回収率は、全国平均や類似団体平均を上回ったものの、指標値としては100%を下回っており、汚水処理費を下水道使用料で賄っていません。この要因の一つとして、電気料金の高騰により動力費が増加したことに伴い、汚水処理費自体が増加したことが挙げられます。また、下水道事業に要する経費のうち、一般会計が負担すべき分流水道に要する経費の減少に伴い、汚水処理費が増加したこと、人口減少や節水型機器の普及などの影響もあり、下水道使用料が減少したことも一因になっています。 令和4年度の汚水処理原価は、指標値としては減少したものの、全国平均や類似団体平均を上回っています。この要因として、令和4年度にコミュニティ・プラント事業を公共下水道事業へ編入したことにより、汚水処理費や有収水量がともに増加した中で、汚水処理費よりも有収水量の増加幅が上回ったことが挙げられます。有収水量1㎡当たりの汚水処理費である汚水処理原価の指標値が減少したことは、汚水処理をより効率的に行っていることになりませんが、当市は単独で終末処理場を有していることもあり、依然として、相対的に高い傾向にあります。今後も、更なる維持管理費等の縮減に努め、事業の効率化を図ります。
--

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

<ul style="list-style-type: none"> 処理区域内人口予測の推計に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口、直近に変更認可を受けている日高公共下水道事業計画で採用している行政区内人口や下水道区域内人口の推移状況のほか、高萩北部で施行されている旭ヶ丘松の台土地区画整理事業や大谷沢地区農業集落排水施設の公共下水道への接続等を勘案し、予測しています。 	
--	---

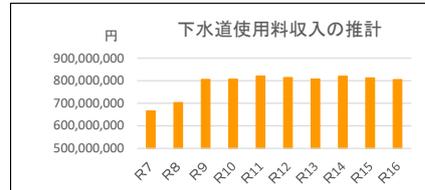
(2) 有収水量の予測

- ・有収水量は、平成26年度から緩やかな上昇傾向にありましたが、令和2年度をピークに緩やかに減少しています。
- ・公共下水道事業においては、高萩北部で施行されている旭ヶ丘松の台土地区画整理事業や大谷沢地区農業集落排水施設の公共下水道への接続が予定されており、令和10年度以降、有収水量の増加が期待されています。
- ・しかし、全体的な傾向として、人口減少や節水型機器の普及等の影響もあり、有収水量は年々減少していくものと予測しています。



(3) 使用料収入の見通し

- ・現状では、流動比率と経費回収率が100%を下回っており、維持管理費や企業債元金償還金の一部を一般会計からの基準外繰入金により賄っています。このため、流動比率と経費回収率の向上、一般会計からの基準外繰入金の低減を目指し、令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料の改定を行うものとして、本計画を策定しています。
- ・有収水量の予測にも記載したように、公共下水道事業においては、高萩北部で施行されている旭ヶ丘松の台土地区画整理事業や大谷沢地区農業集落排水施設の公共下水道への接続が予定されており、令和10年度以降、有収水量の増加が期待されています。
- ・しかし、全体的な傾向として、人口減少や節水型機器の普及等の影響もあり、下水道使用料は年々減少していくものと予測しています。



(4) 施設の見通し

- ・昭和63年度の供用開始から36年が経過しています。管渠については法定耐用年数(50年)を経過していないものの、マンホール蓋は法定耐用年数(車道部15年、その他30年)を経過しているものがあります。
- ・また、処理場施設については法定耐用年数(6~50年)を経過しているものがあります。特に、機械や電気設備の老朽化が著しいことから、ストックマネジメント計画を策定し、令和元年度から設備の改築、更新を進めています。
- ・最新の職員採用者は、新卒者に限らず、多様な経験、スキル、専門性を持った者も採用し、人材の多様化が図られています。このため、職員の人事異動後もノウハウの継承が行えるよう作業手法などの共有、知識やスキル向上のための自己啓発や職場内、職場外研修の充実など、引き続き職員の育成に取り組めます。

(5) 組織の見通し

- ・下水道課の職員配置は、市全体の人事異動により行われます。
- ・政策所管課は、日高市定員管理計画を策定し、職員定数を定め、人事所管課は職員を配置します。
- ・日高市定員管理計画を踏まえて採用を行っていますが、在職する職員年齢の高齢化も進んでいます。
- ・最近の職員採用者は、新卒者に限らず、多様な経験、スキル、専門性を持った者も採用し、人材の多様化が図られています。このため、職員の人事異動後もノウハウの継承が行えるよう作業手法などの共有、知識やスキル向上のための自己啓発や職場内、職場外研修の充実など、引き続き職員の育成に取り組めます。

3. 経営の基本方針

○基本方針

下水道事業の推進により、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に努めます。住民生活に必要な不可欠な下水道事業サービスを安定的かつ持続的に提供できるよう、経営の健全化を図ります。

○取組

①汚水処理施設の整備

都市化の進展による生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、汚水管渠等の汚水処理施設の整備を推進します。

②雨水処理施設の整備

近年頻発する集中豪雨や大型台風による浸水被害を防止するため、雨水管渠等の雨水処理施設の整備を推進します。

③下水道施設の維持管理

終末処理場等の下水道施設の老朽化対策や適正な放流水質を継続的に維持するため、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

④水洗化の促進

公共下水道の整備効果を発揮させるため、公共下水道への未接続家屋に対し、普及啓発活動を実施します。

⑤下水道事業の経営健全化

中長期的な収支見通しに基づき、収支均衡を図るとともに、事業の優先順位付けや平準化を行い、持続可能な経営基盤の強化を図ります。

⑥広域的な汚水処理計画の策定と実施

埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画におけるロードマップに沿って取り組み、事業の効率化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期日高市下水道ストックマネジメント計画等に基づく施設や設備の改築、更新工事や修繕工事を計画的に行います。 ・ 埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水道と農業集落排水施設の統廃合（農業集落排水施設→単独公共下水道）を令和10年度に実施するなど、施設の共同化・最適化を計画的に進めます。
-----	---

- 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
 - ・ 第2期日高市下水道ストックマネジメント計画（令和6年度から10年度まで）に基づく、管理本館の受変電設備の改築、沈砂池ポンプ棟の主ポンプ、送風機の主要部品の交換、沈砂し渣設備の改築、汚泥棟の汚泥濃縮設備及び補機の改築、各変電設備の改築等の実施
 - ・ 高萩北部で施行されている旭ヶ丘松の台土地区画整理事業施行区域内から流入する雨水や汚水に対応するための雨水管及び汚水管の整備工事の実施（令和7年度完成予定）
 - ・ 大谷沢地区農業集落排水施設の公共下水道への接続工事の実施（令和9年度完成予定）
 - ・ 場内中継ポンプ場、処理水再利用棟、水処理施設の設備等の更新工事の実施（令和11年度以降）
- 広域化・共同化・最適化に関する事項
 - ・ 埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水汚泥の共同処理については、支出削減効果や処理対応の柔軟性などを考慮し、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き検討します。
 - ・ 埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水道と農業集落排水施設の統廃合（農業集落排水施設→単独公共下水道）については、引き続き県への協議等を進めるとともに、令和9年度までに大谷沢地区の農業集落排水施設を公共下水道へ接続するための工事を完成し、令和10年度に公共下水道へ接続する予定です。
- 投資の平準化に関する事項
 - ・ 昭和63年度の供用開始から36年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。ストックマネジメント計画を策定し、令和元年度から計画的に設備の改築、更新工事を進めています。また、各設備の老朽化状況等に応じて修繕工事を実施することで、設備投資の費用を抑制しています。
 - ・ 本計画策定時の経営状況や第2期日高市下水道ストックマネジメント計画（令和6年度から10年度まで）等を勘案した結果、国庫補助金や企業債等の財源を活用して年間の建設改良費が4億円から6億円程度となるように平準化しました。
- 民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）
 - ・ 民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として業務を委託する民間委託のほか、複数の業務を合わせて委託する包括的民間委託を本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き行います。包括的民間委託は、委託レベルを上げる検討を引き続き進めます。
 - ・ 指定管理者制度、PPPやPFI等の導入については、国や類似団体等の動向を踏まえ、ウォーターPPPの導入に向けた検討を進めます。
- 防災・安全対策に関する事項
 - ・ 公共下水道事業の経営状況を踏まえた上で、施設や設備の老朽化対策、雨水や汚水の処理施設の整備を進めています。
 - ・ 自然災害、事故等が発生しても早期に復旧できるよう、引き続き下水道業務継続計画をもとに訓練を行い、平時から災害に備えます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道事業が「独立採算の原則」や「経費の負担の原則」、「受益者負担の原則」に基づき、適正な下水道使用料や国の基準に基づく一般会計からの繰入金などで賄われるよう、また企業債の活用は将来の償還負担を見据えた上で行うよう経営の健全化を図ります。
-----	---

- 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
 - ・ 公共下水道事業においては、高萩北部で施行されている旭ヶ丘松の台土地区画整理事業や大谷沢地区農業集落排水施設の公共下水道への接続が予定されており、令和10年度以降、有収水量の増加が期待されています。しかし、全体的な傾向として、人口減少や節水型機器の普及等の影響もあり、下水道使用料は年々減少していくものと予測しています。
 - ・ 本計画策定時における経営状況や前述の下水道使用料収入の増加要因、電気料金の高騰、物価上昇などの社会情勢等を踏まえ、下水道サービスを提供するための維持管理費や施設の更新工事等の投資費用を積算すると、維持管理費を計上している収益的収支において令和7年度以降、当年度純損失（赤字）が発生します。
 - ・ 当年度純損失（赤字）を補填するために一般会計繰入金基準外繰入金を増額することは、下水道を使用している市民以外の方が納めている市税により負担していることとなります。このことから、公営企業における「独立採算の原則」や「経費の負担の原則」、「受益者負担の原則」に基づき、下水道使用料の改定が必要になります。
 - ・ 本計画では、令和7年度に現行の下水道使用料収入の15%程度増の使用料改定を、令和9年度にさらに15%程度増の使用料改定を行うものとして計画しています。
- 国庫補助金に関する事項
 - ・ 国庫補助金は、第2期日高市下水道ストックマネジメント計画（令和6年度から10年度まで）等に基づき、計画的に実施される施設や設備の更新工事等のうち、補助対象事業となるものに補助率を乗じて計上しています。
- 企業債に関する事項
 - ・ 下水道の施設や設備等は長期に渡って使用していくことになるため、その工事に必要な資金を、その時の下水道使用者だけの負担とするのは、公平性の観点から望ましくないとされています。そのため、企業債を借り入れて資金を調達し、毎年度償還していくことで、工事時点の一時の負担とせず、世代間の負担の公平を図っています。
 - ・ 本計画では、第2期日高市下水道ストックマネジメント計画（令和6年度から10年度まで）等に基づき、計画的に実施される施設や設備の更新工事等の財源となる建設改良債のほか、資本費平準化債や下水道事業債（特別措置債）の借入れを予定していますが、できる限り将来の償還負担を抑えるように計画しています。
- 繰入金に関する事項
 - ・ 一般会計からの繰入金は、国の基準に基づき繰り入れる基準内繰入金と国の基準に基づかない基準外繰入金に分かれます。
 - ・ 基準外繰入金については、企業誘致によるものなど、市の施策により実施した事業の財源分のほか、今回の使用料改定で急激な使用者の負担増とならないよう、改定できなかった分（営業損失が見込まれる分）を計上し、それ以外の繰入金はできる限り抑えるよう計画しています。
- 資産の有効活用に関する事項
 - ・ 廃止された高麗汚水処理施設については、今後、関係法令の取扱いや施設の取壊費用等をもとに、活用、売却等の方向性を検討します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○広域化・共同化・最適化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水汚泥の共同処理については、支出削減効果や処理対応の柔軟性などを考慮し、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き検討します。
○民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	<ul style="list-style-type: none"> 浄化センター等の下水道施設の維持管理については、民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として供用開始時の昭和63年度から民間委託し、平成21年度から包括的民間委託を実施しています。本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き包括的民間委託を行います。包括的民間委託は、委託レベルを上げる検討を引き続き進めます。また、ウォーターPPPの導入に向けた検討を進めます。 下水道使用料等の徴収業務については、検針、測定、収納などの料金等徴収業務を水道課と併せて、平成11年度から民間委託しており、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き民間委託を行います。
○職員給与費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 下水道課の職員配置は、市全体の人事異動により行われることから、市全体の正職員全員が異動の対象となります。 計画年度の職員給与費は、将来の人事異動という不確定要素により決まることから、令和6年度当初予算の職員給与費をベースにしています。 職員給与費は、各年度に配置される職員の年齢構成、勤務年数等により変動することから、過去10年間の決算における市全体の職員給与費の平均増減率を算出し、積算に用いています。 以上のことから、職員給与費は、令和6年度当初予算の職員給与費をベースに、過去10年間の決算における市全体の職員給与費の平均増減率を勘案して計上しています。
○動力費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度当初予算の動力費をベースに、電気料金の高騰や物価上昇など本計画策定時における社会情勢等の変化を加味して計上しています。
○薬品費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 薬品費については、浄化センター等の維持管理に係る包括的業務委託に含まれているため、本計画では薬品費として計上していません。
○修繕費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 下水道設備の老朽化状況等に応じて修繕工事を実施し、設備投資の費用を抑制できるように考えています。 本計画策定時における経営状況を踏まえて計上した金額を修繕費としています。
○委託料に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料等の徴収業務など、民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として業務を委託する民間委託のほか、浄化センター等の下水道施設の維持管理業務に一部修繕工事や備品管理を含む複数の業務を合わせて委託する包括的民間委託を本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き行います。 令和6年度当初予算の委託料をベースに、物価上昇など本計画策定時における社会情勢等の変化を加味して計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水汚泥の共同処理については、支出削減効果や処理対応の柔軟性などを考慮し、本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き検討します。 埼玉県汚水処理事業広域化・共同化計画における下水道と農業集落排水施設の統廃合（農業集落排水施設→単独公共下水道）については、引き続き県への協議等を進めるとともに、令和9年度までに大谷沢地区の農業集落排水施設を公共下水道へ接続するための工事を完成し令和10年度に公共下水道へ接続する予定です。
投資の平準化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 昭和63年度の供用開始から36年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。現在、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に設備の改築、更新工事を進めています。今後、処理区域内人口の減少も見込まれることから、施設の点検や調査により改築・更新の優先度を見極め、優先度の高い施設から工事を行う必要があります。 施設の改築、更新に当たっては、処理区域内人口や処理水量等、規模に応じて過剰性能ではないか、また技術革新などによりダウンサイジングが可能かなどの検討を行います。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として業務を委託する民間委託のほか、複数の業務を合わせて委託する包括的民間委託を本計画期間中（令和7年度から16年度まで）も引き続き行います。包括的民間委託は、委託レベルを上げる検討を引き続き進めます。 指定管理者制度、PPPやPFI等の導入については、国や類似団体等の動向を踏まえ、ウォーターPPPの導入に向けた検討を進めます。
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 現在、第2期日高市下水道ストックマネジメント計画の実施期間中（令和6年度から10年度まで）ですが、次期以降もストックマネジメント計画の策定を予定しています。 新技術の導入により事業の効率化が図られ、費用削減の効果が認められるものについては、導入に向けた検討を行い、導入による費用の削減に努めます。 防災・安全対策については、公共下水道事業の経営状況を踏まえた上で、重要施設や設備の耐震化や老朽化対策、雨水や汚水の処理施設の整備を計画的に進めます。 自然災害、事故等が発生しても早期に復旧できるよう、引き続き下水道業務継続計画をもとに訓練を行い、平時から災害に備えます。 DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）については、公共下水道事業の経営状況、国や類似団体等の動向を踏まえ、検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度決算において、経常収支比率、経費回収率、流動比率の3指標、一般会計繰入金のうち国の繰出基準外の決算額、現金・預金の年度末残高、内部留保資金の年度末残高の状況を確認し、経営状況についての把握や投資・財政計画（収支計画）との乖離について分析、検証を行います。 本計画開始から5年ごとに、次期以降のストックマネジメント計画に基づく改築・更新工事や維持管理費の推計等を踏まえ、下水道使用料の見直しが必要かどうか検証を行います。 前述の検証において、下水道使用料の改定が必要であれば、改定に向けた事務を進めます。
資産活用による収入増加の取組について	<ul style="list-style-type: none"> 廃止された高麗汚水処理施設について、関係法令の取扱いや施設の取壊費用等をもとに、活用、売却などの方向性を検討します。
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 当市は、下水道施設の供用開始時点から川越市大字笠幡地区の一部の汚水処理を行っています。このため、川越市との協定に基づき、維持管理費負担金や当市浄化センターの建設費負担金を川越市から負担してもらっています。今後も、適正な負担を求めていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料等の徴収業務など、民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として業務を委託する民間委託のほか、浄化センター等の下水道施設の維持管理業務の一部修繕工事や備品管理を含む複数の業務を合わせて委託する包括的民間委託を本計画期間中(令和7年度から16年度まで)も引き続き行います。包括的民間委託は、委託レベルを上げる検討を引き続き進めます。 指定管理者制度、PPPやPFI等の導入については、国や類似団体等の動向を踏まえ、ウォーターPPPの導入に向けた検討を進めます。
職員給与費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 近年、国内で発生している地震やゲリラ豪雨、台風等の風水害など、自然災害への対応を考えると、現員より削減することは厳しいものと考えます。 今後、定員管理を含め、政策所管課、人事所管課との調整を行い、適正な人員の配置を進めます。 職員給与水準は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえた取扱いとしています。
動力費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 動力費は、国内外の情勢により変動する原油価格や物価などの影響を受けやすい費用です。 令和4年度にコミュニティ・プラント施設を公共下水道へ接続しており、令和10年度に大谷沢地区の農業集落排水施設を公共下水道へ接続する予定で、施設の最適化を進めることで、費用削減に努めます。
薬品費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 薬品費については、浄化センター等の維持管理に係る包括的業務委託に含まれているため、本計画では薬品費として計上していません。
修繕費に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 下水道設備の老朽化状況等に応じて修繕工事を実施し、設備投資の費用を抑制できるように努めます。 下水道事業経営の改善状況や施設の改築、更新の優先度に応じて、投資費用と修繕費に振り分け、工事を進めます。
委託料に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 下水道使用料等の徴収業務など、民間企業のノウハウを活用し、より効率的な運用を行うことを目的として業務を委託する民間委託のほか、浄化センター等の下水道施設の維持管理業務の一部修繕工事や備品管理を含む複数の業務を合わせて委託する包括的民間委託を本計画期間中(令和7年度から16年度まで)も引き続き行います。包括的民間委託は、委託レベルを上げる検討を引き続き進めます。 指定管理者制度、PPPやPFI等の導入については、国や類似団体等の動向を踏まえ、ウォーターPPPの導入に向けた検討を進めます。
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理費の縮減等に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度決算において、経常収支比率、経費回収率、流動比率の3指標、一般会計繰入金のうち国の繰出基準外の決算額、現金・預金の年度末残高、内部留保資金の年度末残高の状況を確認し、経営状況についての把握や投資・財政計画(収支計画)との乖離について分析、検証を行います。 本計画開始から5年ごとに、次期以降のストックマネジメント計画に基づく改築・更新工事や維持管理費の推計等を踏まえ、下水道使用料の改定が必要かどうか検証を行います。 前述の検証において、下水道使用料の改定が必要であれば、改定に向けた事務を進めます。また、経営戦略の修正が必要であれば、修正を行います。
---------------------	---

6. 経営健全化に関する定量的な業務指標及び目標年限に関する事項

経営健全化に関する定量的な業務指標及び目標年限に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 本計画における定量的な業務指標及び目標年限は、右表のとおり設定します。 本計画では、令和10年度に農業集落排水施設を公共下水道へ接続する予定であることから、右表の数値は公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせたものとなっています。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>年度</th> <th>令和4年度 (決算)</th> <th>令和5年度 (決算)</th> <th>令和11年度 (中間目標)</th> <th>令和16年度 (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収支比率</td> <td></td> <td>115.95%</td> <td>119.60%</td> <td>100%以上</td> <td>100%以上</td> </tr> <tr> <td>経費回収率</td> <td></td> <td>96.98%</td> <td>93.52%</td> <td>95%以上</td> <td>97%以上</td> </tr> <tr> <td>流動比率</td> <td></td> <td>75.21%</td> <td>103.44%</td> <td>100%以上</td> <td>100%以上</td> </tr> <tr> <td>一般会計繰入金 (繰出基準外)</td> <td>1億8,066万円</td> <td>3億 685万円</td> <td>1億2,000万円 程度</td> <td>1億2,000万円 程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金・預金 年度末残高</td> <td>3億 812万円</td> <td>5億3,556万円</td> <td>9億円程度</td> <td>15億円程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内部留保資金 年度末残高</td> <td>3億1,686万円</td> <td>4億5,255万円</td> <td>8億円程度</td> <td>14億円程度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指標	年度	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標)	経常収支比率		115.95%	119.60%	100%以上	100%以上	経費回収率		96.98%	93.52%	95%以上	97%以上	流動比率		75.21%	103.44%	100%以上	100%以上	一般会計繰入金 (繰出基準外)	1億8,066万円	3億 685万円	1億2,000万円 程度	1億2,000万円 程度		現金・預金 年度末残高	3億 812万円	5億3,556万円	9億円程度	15億円程度		内部留保資金 年度末残高	3億1,686万円	4億5,255万円	8億円程度	14億円程度	
		指標	年度	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (目標)																																					
経常収支比率		115.95%	119.60%	100%以上	100%以上																																							
経費回収率		96.98%	93.52%	95%以上	97%以上																																							
流動比率		75.21%	103.44%	100%以上	100%以上																																							
一般会計繰入金 (繰出基準外)	1億8,066万円	3億 685万円	1億2,000万円 程度	1億2,000万円 程度																																								
現金・預金 年度末残高	3億 812万円	5億3,556万円	9億円程度	15億円程度																																								
内部留保資金 年度末残高	3億1,686万円	4億5,255万円	8億円程度	14億円程度																																								

- 経常収支比率に関する事項
 - ・本計画期間前の状況では、有収水量の減少に伴い下水道使用料が減少していますが、一般会計補助金が増加していることやコミュニティ・プラント施設を公共下水道へ接続し、処理場費等の費用の削減が図れたことなどから、指標値が上昇しています。
 - ・一般会計からの繰入金のうち国の繰出基準外分が多額であるという構造から脱却し、下水道事業の経営健全化を図るため、令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料の改定を行います。また、一般会計からの繰入金のうち国の繰出基準外分は、経営状況を勘案しながら、市の施策により実施した事業に係る分のほか、今回の使用料改定で急激な使用者の負担増とならないよう、改定できなかった分（営業損失が見込まれる分）を計上し、それ以外の繰入金はできる限り抑えるよう経営の改善を図ります。経常収支比率は、100%以上を目指します。
- 経費回収率に関する事項
 - ・令和4年度から指標値が100%を下回っており、汚水処理費に係る費用は下水道使用料で賄えていません。
 - ・電気料金の高騰により動力費が増加したため、汚水処理費が増加したことが要因の一つとなりました。また、一般会計が負担すべき分流式下水道に要する経費が減少したことに伴い、汚水処理費が増加したこと、下水道使用料の減少などにより、結果として経費回収率が減少しました。
 - ・令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料の改定を行い、経費回収率は、上記の表の数値を目指します。
- 流動比率に関する事項
 - ・令和元年度から指標値が100%を下回っています。
 - ・令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料の改定を行うほか、中長期的な施設の更新や企業債の償還を念頭に、内部留保資金の確保、維持管理費の縮減等を図り、経営改善に努めます。流動比率は、100%以上を目指します。
- 一般会計繰入金（繰出基準外）に関する事項
 - ・本計画期間前の状況では、現金・預金残高が少なく、年度内の支払いにより一時的に現金の著しい減少が見込まれる時期があることから、資金不足を防ぐために一般会計繰入金の繰出基準外分が増加しています。
 - ・本計画では、下水道使用料の改定を予定している令和7年度以降は、経営状況を勘案しながら、市の施策により実施した事業に係る分のほか、今回の使用料改定で急激な使用者の負担増とならないよう、改定できなかった分（営業損失が見込まれる分）を計上し、それ以外の繰入金はできる限り抑えるよう経営の改善を図ります。目標値は、上記の表の数値を目指します。
- 現金・預金年度末残高に関する事項
 - ・令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料の改定を行うほか、中長期的な施設の更新や企業債の償還を念頭に、維持管理費の縮減等を図り、経営改善に努めます。現金・預金の年度末残高は、計画年度における執行状況により変動しますが、上記の表の目標値を目指します。
- 内部留保資金に関する事項
 - ・内部留保資金は、損益勘定留保資金や消費税及び地方消費税資金的収支調整額、減積立金などで形成され、実施した改築・更新工事や当年度純利益の状況により変動します。
 - ・令和7年度と9年度の2段階に分けて下水道使用料の改定を行うほか、中長期的な施設の更新や企業債の償還を念頭に、維持管理費の縮減等を図り、経営改善に努めます。目標値は、上記の表の数値を目指します。

経営比較分析表（令和4年度決算）

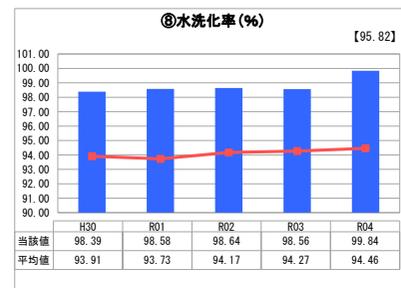
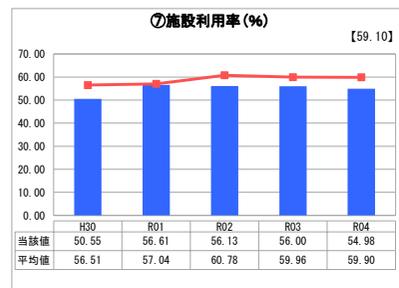
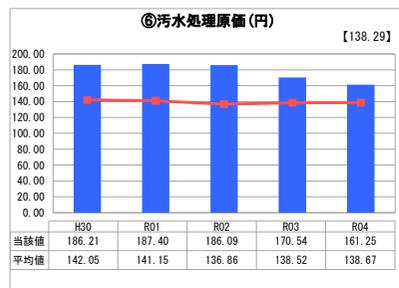
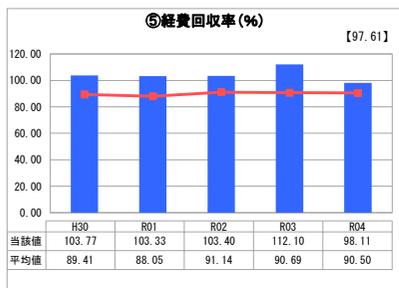
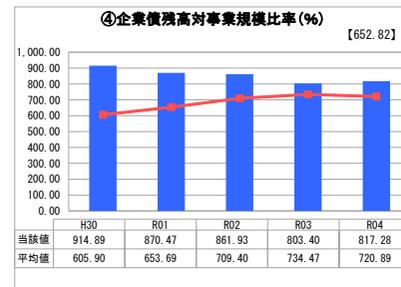
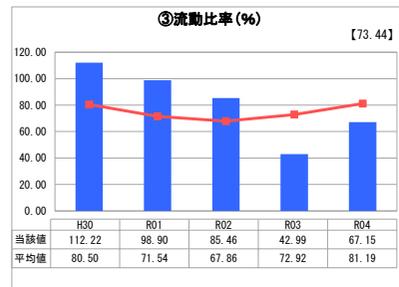
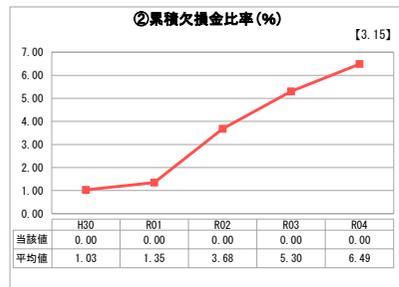
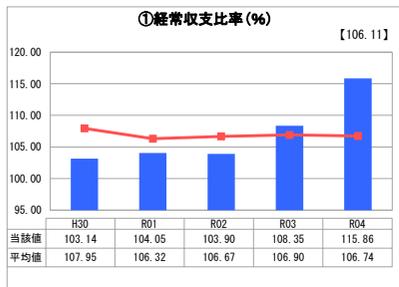
埼玉県 日高市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	66.41	66.02	95.74	2,761

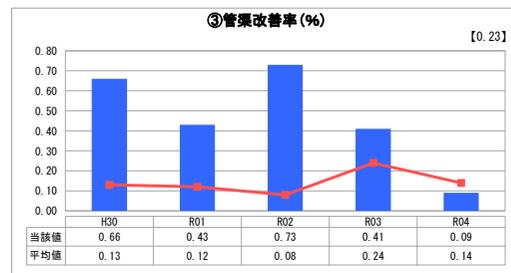
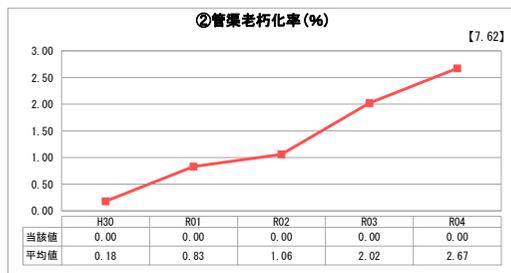
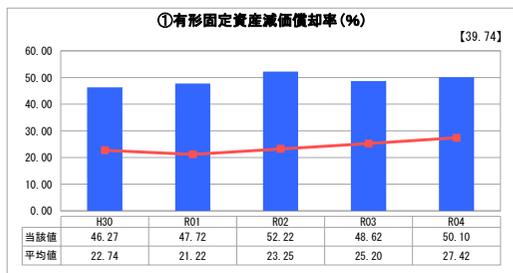
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
54,615	47.48	1,150.27
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
36,019	7.13	5,051.75

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

※令和4年度決算より、コミュニティ・プラント事業を公共下水道事業に編入しました。
 ①有収水量の減少に伴い下水道使用料が減少していますが、一般会計補助金等が増加していること、事業を編入したこと(上記※印)を含め処理場費等の費用の削減が図れたことなどから、指標値が上昇しています。
 ②平成26年度から累積欠損金は発生していません。今後も経営の安定化に努めます。
 ③令和3年度から指標値が100%を下回っています。今後、中長期的な施設の更新や企業債の償還を念頭に、内部留保資金の確保、維持管理費の削減等、経営改善に努めます。
 ④下水道使用料の減少及び企業債残高の増加により、比率が微増しています。今後予定される更新工事等についてストックマネジメント計画や経営戦略をもとに投資の平準化に努め、経営の安定化を図ります。
 ⑤令和4年度は、指標値が100%を下回っており、汚水処理に係る費用は下水道使用料で賄っていません。電気料金の高騰により動力費が増加したため、汚水処理費が増加したことが要因の一つとなりました。また、一般会計が負担すべき分流式下水道に要する経費が減少したことに伴い、汚水処理費が増加したこと、下水道使用料が減少したことなどにより、結果として経費回収率が減少しました。
 ⑥事業を編入したこと(上記※印)により、汚水処理費の増加幅を有収水量の増加幅を上回り、指標値が減少しました。しかし、単独処理場で処理しているため、相対的に処理原価が高い傾向にあります。更なる維持管理費の削減等に努め、事業の効率化を図ります。
 ⑦指標値は平均値よりやや下回っていますが、今後、農業集落排水事業の編入、土地区画整理事業施行地区の接続等により、処理水量の増加が見込まれ、指標値が上昇する見込みです。
 ⑧水洗化率は99.84%で、前年度と比較して1.28%増加しました。この率にしては、水洗化率が100%であった事業を編入したこと(上記※印)により、割合が引き上げられたためと考えられます。指標値は平均値と比較すると高い水準にありますが、引き続き未接続家屋に対し普及促進していきます。

2. 老朽化の状況について

①昭和63年の供用開始から30年以上経過し、終末処理場の機械・設備等は法定耐用年数を超えています。ストックマネジメント計画により施設の更新及び延命化を適切に行い、投資の平準化を図ります。
 ②法定耐用年数を超えた管渠はありませんが、今後予定されている管渠の更新を見据え、点検等を計画的に行います。
 ③令和3年度の新設延長1.0kmに比べ、令和4年度は改良・更新延長が0.19kmと減少していることにより、指標値が減少しています。今後管渠の改良・更新については、費用対効果を検討し、効率的な工法により実施していく予定です。

全体総括

令和4年度末における公共下水道事業の経営状況は、コミュニティ・プラント事業の編入により維持管理費の削減ができたこともあり、経常収支が黒字であること、累積欠損金がないこと、水洗化率が高い水準であることから比較的経営は安定していることが伺えます。しかし、流動比率が100%を下回っていることから、いかに流動資産を増やしていくかを考える必要があります。今後、終末処理場等の老朽化する施設の更新を行うための投資が必要となる一方、少子高齢化や人口減少により下水道使用料の減少が予想されます。今後の経営は更に厳しくなるため、維持管理費の削減はもちろん、ストックマネジメント計画に基づく投資の平準化や経営分析を行い、持続可能な事業経営に努めます。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	664,079	650,255	697,847	737,598	839,735	839,035	853,245	846,030	839,294	851,728	843,842	836,722
	(1) 料 金 収 入	637,148	618,181	663,636	703,130	806,041	806,885	821,048	814,422	807,491	819,808	812,428	805,383
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	(24,172)	(28,378)	(29,486)	(29,880)	(29,862)	(29,406)	(28,934)	(28,485)	(28,042)	(27,604)	(27,164)	(26,733)
	2. 営 業 外 収 益	469,296	534,446	546,077	500,386	350,032	420,321	453,061	458,045	488,812	504,598	530,468	540,650
	(1) 補 助 金	230,494	293,109	302,775	257,719	98,658	149,809	170,643	194,970	218,435	223,312	241,691	254,142
	他 会 計 補 助 金	230,494	293,109	302,775	257,719	98,658	149,809	170,643	194,970	218,435	223,312	241,691	254,142
	そ の 他 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	237,467	241,336	243,301	242,517	251,224	270,362	282,268	262,925	270,227	281,136	288,627	286,358
	(3) そ の 他	1,335	1	1	150	150	150	150	150	150	150	150	150
収 入 の 計 (C)	1,133,375	1,184,701	1,243,924	1,237,984	1,189,767	1,259,356	1,306,306	1,306,306	1,304,075	1,328,106	1,356,326	1,374,310	1,377,372
収 支 的 支 出	1. 営 業 費 用	890,993	967,083	1,038,677	1,017,930	1,060,455	1,123,260	1,135,229	1,139,082	1,166,974	1,184,178	1,202,321	1,194,338
	(1) 職 員 給 与 費	61,516	69,212	66,279	66,197	66,503	74,504	74,848	75,194	75,541	75,890	76,241	76,594
	基 本 給 与 費	35,404	37,636	37,074	36,392	36,560	41,024	41,214	41,405	41,596	41,789	41,983	42,178
	退 職 給 付 費												
	そ の 他	26,112	31,576	29,205	29,805	29,943	33,480	33,634	33,789	33,945	34,101	34,258	34,416
	(2) 経 費	304,812	367,556	428,311	388,731	400,094	419,989	427,135	432,252	437,581	444,957	450,621	456,233
	動 力 費	3,237	37,572	56,855	75,480	76,186	79,697	82,733	83,481	84,306	87,388	88,319	89,262
	修 繕 費	58,713	67,882	109,999	70,000	70,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000
	材 料 費	3,497	4,675	6,649	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	そ の 他	239,365	257,427	254,808	238,251	248,908	259,292	263,402	267,771	272,275	276,569	281,302	285,971
(3) 減 価 償 却 費	524,665	530,315	544,087	563,002	593,858	628,767	633,246	631,636	653,852	663,331	675,459	661,511	
2. 営 業 外 費 用	56,901	57,300	65,435	70,077	81,850	86,094	92,894	96,767	98,613	101,388	102,277	103,457	
(1) 支 払 利 息 (雨水分)	5,037	4,725	4,408	8,158	7,870	7,413	6,941	6,492	6,050	5,612	5,172	4,741	
(1) 支 払 利 息 (汚水分)	51,820	52,575	61,027	61,919	73,980	78,681	85,953	90,275	92,563	95,776	97,105	98,716	
(2) そ の 他	44												
支 出 の 計 (D)	947,894	1,024,383	1,104,112	1,088,007	1,142,305	1,209,354	1,228,123	1,235,849	1,265,587	1,285,566	1,304,598	1,297,795	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	185,481	160,318	139,812	149,977	47,462	50,002	78,183	70,457	68,488	62,519	70,760	69,712	79,577
特 別 利 益 (F)			3,154										
特 別 損 失 (G)	62	91	99,819	91	91	91	91	91	91	91	91	91	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 62	△ 91	△ 96,665	△ 91	△ 91	△ 91	△ 91	△ 91	△ 91	△ 91	△ 91	△ 91	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	185,419	160,227	43,147	149,886	47,371	49,911	78,092	68,135	62,428	70,669	69,621	79,486	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 繰 積 欠 損 金 (I)													
流 動 資 産 (J)	605,654	842,377	929,272	1,110,444	1,164,968	1,538,881	1,487,343	1,483,256	1,604,013	1,677,254	1,919,705	2,064,852	
うち 未 収 金	126,005	133,900	133,900	133,900	133,900	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000	
流 動 負 債 (K)	631,122	566,548	556,425	534,870	510,931	518,274	493,408	478,472	472,308	455,965	401,133	399,459	
うち 建設改良費分	498,556	505,740	480,564	459,009	435,070	439,597	414,731	399,795	393,631	377,288	322,456	320,782	
うち 一時借入金													
うち 未 払 金	125,054	53,000	68,000	68,000	68,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	
累 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A)-(B)) × 100)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	664,079	650,255	697,847	737,598	839,735	839,035	853,245	846,030	839,294	851,728	843,842	836,722	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	664,079	650,255	697,847	737,598	839,735	839,035	853,245	846,030	839,294	851,728	843,842	836,722	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

※「収益的収入 1. 営業収益 (3)その他」欄の()外書きは、その他分のうち「雨水処理負担金」を記載しています。
 ※「収益的支出 2. 営業外費用 (1)支払利息」欄は、上段が支払利息のうち雨水分、下段が支払利息のうち汚水分を記載しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		前々年度	前年度												
資本的収入	1. 企業債	160,500	715,000	502,600	697,400	390,400	516,900	402,800	310,700	358,400	283,100	297,700	310,100		
	うち資本費平準化債	57,200	181,900	179,400	147,100	114,100	73,400	52,400	21,800						
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金	74,088	121,791	12,255	15,021	16,700	10,951	12,275	13,334	14,157	14,391	14,827	14,798		
	4. 他会計負担金														
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金	12,100	118,900	96,600	243,000	265,000	342,000		184,000	279,000	189,000	208,000			
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金														
	9. その他	3,611	5,585	8,078	1,093	4,095	4,699	5,919	500	3,408	4,936	3,479	3,830		
	計 (A)	250,299	961,276	619,533	956,514	676,195	874,550	420,994	508,534	654,965	491,427	524,006	328,728		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純計 (A)-(B) (C)	250,299	961,276	619,533	956,514	676,195	874,550	420,994	508,534	654,965	491,427	524,006	328,728		
資本的支出	1. 建設改良費	89,348	638,944	407,520	815,501	579,105	536,351	506,141	568,180	608,608	504,081	373,915	345,230		
	うち職員給与費	9,465	9,851	9,839	9,760	9,805	9,851	9,897	9,943	9,989	10,036	10,083	10,130		
	2. 企業債償還金	503,919	500,847	508,031	480,794	459,239	439,952	439,827	414,961	400,025	393,861	377,518	322,686		
	3. 他会計長期借入返還金														
	4. 他会計への支出金														
	5. その他		1	1											
計 (D)	593,267	1,139,792	915,552	1,296,295	1,038,344	976,303	945,968	983,141	1,008,633	897,942	751,433	667,916			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	342,968	178,516	296,019	339,781	362,149	101,753	524,974	474,607	353,668	406,515	227,427	339,188			
補填財源	1. 損益勘定留保資金	247,723	89,325	158,258	289,583	335,849	81,398	476,730	440,152	325,723	380,052	214,624	310,138		
	2. 利益剰余金処分額														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	95,245	89,191	137,761	50,198	26,300	20,355	48,244	34,455	27,945	26,463	12,803	29,050		
計 (F)	342,968	178,516	296,019	339,781	362,149	101,753	524,974	474,607	353,668	406,515	227,427	339,188			
補填財源不足額 (E)-(F)															
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	4,974,556	5,188,709	5,183,278	5,399,884	5,331,045	5,418,739	5,381,712	5,277,452	5,235,827	5,125,066	5,045,248	5,032,662			

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		前々年度	前年度												
収益的収支分		254,666	321,487	332,261	287,599	128,520	179,215	199,577	223,455	246,477	250,916	268,855	280,875		
	うち基準内繰入金	36,922	153,994	259,150	127,563	58,500	102,498	122,536	145,796	168,378	172,704	190,450	202,275		
	うち基準外繰入金	217,744	167,493	73,111	160,036	70,020	76,717	77,041	77,659	78,099	78,212	78,405	78,600		
資本的収支分		74,088	121,791	12,255	15,021	16,700	10,951	12,275	13,334	14,157	14,391	14,827	14,798		
	うち基準内繰入金		2,350	4,410	7,176	8,855	10,399	11,723	12,782	13,599	14,181	14,613	14,798		
	うち基準外繰入金	74,088	119,441	7,845	7,845	7,845	552	552	552	558	210	214			
合 計		328,754	443,278	344,516	302,620	145,220	190,166	211,852	236,789	260,634	265,307	283,682	295,673		

原価計算表(公共下水道事業+農業集落排水事業)

供用開始年月日 昭和63年12月1日
 処理区域内人口 35,892人
 計算期間 自令和7年4月
 至令和11年3月
 (4年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使用料(X)	642,964	793,797		793,797
受託工事収益				0
その他	232,766	0		0
合計	875,730	793,797	0	793,797

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件費				
	給料	2,429	2,678	362	2,316
	諸手当	762	1,403	189	1,214
	福利費	593	795	107	688
	修繕費	10,753	20,839	3,356	17,483
	材料費	3,497	5,000	657	4,343
	路面復旧費	0	0	0	0
	委託料	7,186	10,241	1,694	8,547
その他	426	597	86	511	
小計	25,646	41,553	6,451	35,102	
ポンプ場費	人件費				
	給料	0	0	0	0
	諸手当	0	0	0	0
	福利費	0	0	0	0
	動力費	1,360	12,773	1,007	11,766
	修繕費	850	1,701	227	1,474
	材料費	0	0	0	0
	薬品費	0	0	0	0
委託料	16,577	14,980	2,115	12,865	
その他	176	230	33	197	
小計	18,963	29,684	3,382	26,302	
処理場費	人件費				
	給料	5,677	14,263	7,958	6,305
	諸手当	2,841	9,193	4,929	4,264
	福利費	1,752	4,802	2,641	2,161
	動力費	1,436	65,292	5,191	60,101
	修繕費	46,362	52,892	8,338	44,554
	材料費	0	0	0	0
	薬品費	0	0	0	0
委託料	177,867	177,352	29,638	147,714	
その他	2,807	4,334	789	3,545	
小計	238,742	328,128	59,484	268,644	
一般管理費	人件費				
	給料	18,471	21,166	1,846	19,320
	諸手当	10,867	12,590	1,139	11,451
	福利費	6,079	7,100	584	6,516
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0	0
	委託料	30,789	33,838	0	33,838
その他	12,385	20,240	242	19,998	
小計	78,591	94,934	3,811	91,123	
資本費	支払利息	51,821	76,721	11,493	65,228
	減価償却費	269,499	594,003	286,605	307,398
	企業債取扱諸費	0	0	0	0
小計	321,320	670,724	298,098	372,626	

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
合 計 (Y)	683,262	1,165,023	371,226	793,797

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費(Y)+(Z)	793,797

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 1.00$$

<使用料水準についての説明>

人口減少や節水型機器の普及等に伴う下水道使用料等の減少、金利上昇や物価上昇という社会情勢の変化を踏まえると、今後も持続可能な下水道サービスを提供するためには、例年発生している営業損失分約2.5億円の解消に向けた下水道使用料等の改定が必要と考えます。

しかし、営業損失分全てを解消するような下水道使用料等の改定は、令和7年度から10年度までの原価計算期間の使用料対象収支をベースとした場合、改定率が約43パーセントとなり、使用料が急激に上昇してしまいます。このため、市民生活への影響を考慮し、経営計画を見直して年間約1.8億円増収（改定率約30パーセント）となる下水道使用料等の改定により、課題である下水道使用料等の減収や経常的な営業損失の発生解消、一般会計繰入金金の低減、現金預金残高の増加を図りたいと考えています。

なお、今回の改定では、資産維持費分を確保するまでの改定には至っていない状況です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

原価計算表(公共下水道事業)

供用開始年月日 昭和63年12月1日
 処理区域内人口 35,591人
 計算期間 自令和7年4月
 至令和11年3月
 (4年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	637,147	782,064		782,064
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	217,744			0
合 計	854,891	782,064	0	782,064

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件費				
	給 料	2,429	2,678	362	2,316
	諸 手 当	762	1,403	189	1,214
	福 利 費	593	795	107	688
	修 繕 費	10,753	19,151	2,705	16,446
	材 料 費	3,497	5,000	657	4,343
	路 面 復 旧 費				0
	委 託 料	6,956	9,395	1,327	8,068
そ の 他	419	589	83	506	
小 計	25,409	39,011	5,430	33,581	
ポンプ場費	人件費				
	給 料				0
	諸 手 当				0
	福 利 費				0
	動 力 費	1,360	12,773	1,007	11,766
	修 繕 費	850	1,701	227	1,474
	材 料 費				0
	薬 品 費				0
委 託 料	16,577	14,980	2,115	12,865	
そ の 他	176	230	33	197	
小 計	18,963	29,684	3,382	26,302	
処理場費	人件費				
	給 料	5,657	11,163	4,858	6,305
	諸 手 当	2,831	7,551	3,287	4,264
	福 利 費	1,746	3,827	1,666	2,161
	動 力 費	1,436	63,272	4,769	58,503
	修 繕 費	45,212	50,080	7,254	42,826
	材 料 費				0
	薬 品 費				0
委 託 料	168,042	168,621	25,852	142,769	
そ の 他	2,731	3,828	570	3,258	
小 計	227,655	308,342	48,256	260,086	
一般管理費	人件費				
	給 料	18,471	21,166	1,846	19,320
	諸 手 当	10,867	12,590	1,139	11,451
	福 利 費	6,079	7,100	584	6,516
	流域下水道管理運営費負担金				0
	委 託 料	30,789	33,838		33,838
そ の 他	11,239	19,240	242	18,998	
小 計	77,445	93,934	3,811	90,123	
資本費	支 払 利 息	51,821	76,418	11,190	65,228
	減 価 償 却 費	268,180	584,732	277,988	306,744
	企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	320,001	661,150	289,178	371,972	

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
合 計 (Y)	669,473	1,132,121	350,057	782,064

資 産 維 持 費 (Z)	0
使用料対象経費(Y)+(Z)	782,064

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 1.00$$

<使用料水準についての説明>

人口減少や節水型機器の普及等に伴う下水道使用料等の減少、金利上昇や物価上昇という社会情勢の変化を踏まえると、今後も持続可能な下水道サービスを提供するためには、例年発生している営業損失分約2.5億円の解消に向けた下水道使用料等の改定が必要と考えます。

しかし、営業損失分全てを解消するような下水道使用料等の改定は、令和7年度から10年度までの原価計算期間の使用料対象収支をベースとした場合、改定率が約43パーセントとなり、使用料が急激に上昇してしまいます。このため、市民生活への影響を考慮し、経営計画を見直して年間約1.8億円増収（改定率約30パーセント）となる下水道使用料等の改定により、課題である下水道使用料等の減収や経常的な営業損失の発生解消、一般会計繰入金金の低減、現金預金残高の増加を図りたいと考えています。

なお、今回の改定では、資産維持費分を確保するまでの改定には至っていない状況です。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。